2019年度
第4回業務委員会
資料№1-1

電力・ガス取引監視等委員会　第４２回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年１０月１８日（金）１５：００～１５：２０（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第１・第２共用会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、武田委員、
松村委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹　　JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫　　東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡　　一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
笹山 晋一　　東京ガス株式会社　常務執行役員
（代理）後藤 和彦　　一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 業務部長
下堀 友数　　資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

５．意見等

事務局から

「ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取り組み」について

- 前回の議論において、ガス事業者の法的分離に関して、社内におけるネットワーク部門と小売部門の力関係の現れ方に係る指摘から、ガス事業において小売部門の方が少し力が強いと思われるところだが、2022年の法的分離後においては、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）のグループ内の小売・製造事業者が当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外使用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されている。
- 特別一般ガス導管事業者の中立性の一層の確保という法の趣旨を確実に実現するためには、その前提として、行為規制を遵守するための組織体制が不可欠と考えられる。旧一般電気事業者では2020年の法的分離に先立ち、社内カンパニー制を導入する等の方法により送配電部門を小売・発電部門から独立させるなど、行為規制を一層確実に遵守するため組織体制を構築していることを踏まえ、2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売り・製造部門からは独立した中立的な導管会社の設立に向けた準備を段階的に進めることが望ましいと考えられる。

「業務の受委託等に関する規律」について

- 改正ガス事業法では、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者との間での導管に係る業務の委託及び小売・製造業務の受託を原則として禁止している。また、その例外について省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。
- 業務委託の禁止の例外についての考え方として、改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務委託を禁止する趣旨は３点(資料13頁)のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。そのため、13頁のＡ～Ｃのいずれにも該当しない業務委託は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれのない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられる。また、災害時の復旧対応、特別一般ガス導管事業者の子会社への業務委託は禁止の例外として問題ないと考える。
- 業務受託の禁止の例外についての考え方として、改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務受託を制限する趣旨は２点(資料15頁)のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。そのため、15頁のＡ～Ｂのいずれにも該当しない業務受託は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれのない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられる。また、災害時の復旧対応など、業務受託は禁止の例外として問題ないと考える。
- 最終保障供給業務を公募せずに委託できる場合として、改正ガス事業法は、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売事業者又は製造事業者に委託することを、原則禁止しているが、災害時の復旧対応など、業務委託は禁止の例外として問題ないと考える。

委員等から

- 大手3社とみられる旧一般ガス事業者の法的分離を、法の理念に沿うよう確実に進めていただきたい。旧一般電気事業者の対応として、各社カンパニー制等の導入をされるなど対応をされているが、分社化迄の期間を１年９カ月～４年かけている。都市ガスの場合も2022年４月の法的分離から余裕をもって遡り、カンパニー制を導入する等の対策を実行するべきと考える。形式的にカンパニー制を導入すれば良いというわけではなく、法的分離の理念に沿うように機能していることを確認する時間も必要となると考える。旧一般電気事業者の法的分離に比べ２年遅れなので、電力の対応をしっかりと見て参考にできるというアドバンテージを生かして確実に理想的な法的分離を規制していただきたいと考える。

 顧客利便性の確保、安定供給の確保、効率性の著しい阻害の防止の観点から一定の範囲内のネットワーク部門とそれ以外の部門との間の業務連携は、電気もガスも同様であるべきと思う。ガス消費機器の調査修理業務に力を入れたいと考える新規の小売事業者・新規参入者が存在感を増していると感じている。夜間・休日の消費機器調査・修理業務を必ずしも一般ガス導管事業者に委託するしか無いというわけでもない場合に、安易に夜間休日だからと言ってグループ内の一般ガス導管事業者に定型的に業務委託するのではなくて、この様な新規参入者に一般ガス導管事業者と同等以上の業務獲得のチャンスを得て頂くべきと考える。

- 法的分離が、より実行性のあるものとする為の取組みについて、導管部門の法的分離に先立ちカンパニー制を導入することが提案されたが、新規参入者にとっても賛同する。カンパニー制によって導管事業の独立性・透明性が高まることで厳格な行為規制の遵守がなされるものと期待している。業務の受委託に関しては、12頁に記載のある託送業務を導管事業者から小売事業者へ委託する場合、公募により受委託事業者を決定することになると思うが、例えば出向検針業務は、首都圏の場合、集合住宅のオートロック解除情報が必要となってくる。新規小売事業者は、その業務を受託しようとする場合オートロック解除情報を保有していないために、自由化前の既得情報を持つグループの小売事業者や関連会社が独占して受託することが考えられる。公募条件により差別的取扱いが無いかについても確認していただきたい。
- 電力と同等の規制をかけることに異論はない。業務委託の例外的な考え方について13頁のＣの公募を行えば問題が無いとの書きぶりだが、公募を行うが事実上関連グループの事業者のみが公募に参加しうる場合も、この趣旨に反するのではないかと思う。

 業務委託について、共同で物を調達する場合はどうなのか。共同で調達する場合に導管事業者が持っている力を利用して競争することなく収益化を得る恐れというものを生出す場合があるのではと考える。

事務局からの回答

- 公募を行えば問題ないということではなく、条件なり取扱いというのが差別的な取扱いになっていないかということは、事務局側でもしっかりと確認監視していく考えである。

 夜間休日の消費機器の調査修理業務については、15頁のＡ・Ｂに該当しないところについては業務の受託の例外になるので、グループ内で可能であるし、グループ外のところに関しては元より可能であるため、しっかりと公正な対応がなされていくべきと考えている。

 共同で調達する場合については、グループ内の小売・製造事業者とそれ以外のところが差別的取扱いが無いように取扱われることが必要なことだと考える。

座長

- 事務局の提案に異論は無かったと思うので、原則事務局案の通りとして、取り纏めの際に全体として確認し成案とする。

以上

経済産業省

2019年度
第4回業務委員会
資料№1-2

ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

第４２回制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年１０月１８日

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

１．本日ご議論頂きたい論点①
２．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

（１）兼職に関する規律等
- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律
- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律
- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律
- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備
- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組みについて

- 前回のご議論において、ガス事業者の法的分離に関して、社内におけるネットワーク部門と小売部門の力関係の現れ方に係るご指摘をいただいた。
- この点、2022年の法的分離後においては、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）のグループ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されるところ。（不当な影響力の行使の禁止：改正ガス事法第54条の7第1項第1号）

（草薙委員）
・ありがとうございます。ガス導管事業者の法的分離に関するこの種の議論といいますのは、一般送配電事業者の法的分離の場合の議論が既に２年ほど前に詳細になされておりまして、それをトレースし、ファインチューニングするということが今回は中心になるとは考えておりますが、一般ガス導管事業者は一般送配電事業者と当然異なる性質の業務内容であることに加えまして、都市ガスは大手３社のみが法的分離を実施されるということが電力の場合と大きく異なると認識しております。
・これら３社は、ネットワーク部門と小売部門の会社内での力関係のあらわれ方といったことも、電気と都市ガスとで異なるのだということを前提に考えるべきではないかと思っておりまして、イコールフッティングの観点からネットワーク部門の中立性が担保されるように、監視等委員会におかれてしっかりと監視していただくことが重要だと思っております。

（参考）NW部門及び小売・営業部門に係る業務内容の特徴

	NW部門	小売・営業部門
ガス	● 調整力の用途は需要変動への対応	● 代替品であるLPG・オール電化等との競争
電気	● 調整力の用途はすべての変動事象	● 代替困難な必需品である電気の販売

ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組みについて

- 他方、法的分離の形式による導管部門の分社化及び行為規制の遵守による、特別一般ガス導管事業者の中立性の一層の確保という法の趣旨を確実に実現するためには、その前提として、行為規制を遵守するための組織体制が不可欠と考えられる。
- 例えば、旧一般電気事業者においては、2020年の法的分離に先立ち、社内カンパニー制を導入するなどの方法により、送配電部門を小売・発電部門から独立させるなど、行為規制を一層確実に遵守するための組織体制を構築しているところ。
- そのため、今後、法的分離の対象事業者を定める基準に係る政令が策定される予定であるが、対象となることが想定されるガス事業者においては、2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管会社の設立に向けた準備を段階的に進めることが望ましいと考えられるがどうか。

（参考）TSOにおけるカンパニー制導入時期及び独立した企画・人事部門の名称等

	カンパニー制等導入時期	企画	人事	カンパニー制等の導入から分社化までの期間
東京電力PG	2016年4月（分社）	経営企画室	人材開発センター	4年間
中部電力	2016年4月	ネットワーク企画室	人事グループ	4年間
九州電力	2017年4月	企画管理室	人事労務グループ	3年間
中国電力	2017年10月	事業企画グループ 中期経営計画グループ　等	人事労務グループ	2年6か月間
北海道電力	2018年4月	流通企画部	流通人事労務グループ	2年間
東北電力	2018年4月	ネットワーク企画室	ネットワーク人財部	2年間
四国電力	2018年4月	企画部	人事労務グループ	2年間
関西電力	2018年6月	企画部	人財・安全推進グループ	1年10か月間
北陸電力	2018年7月	送配電企画部	送配電総務部	1年9か月間

（参考）一般送配電事業者のカンパニー制導入事例

参考（北海道電力：2017年12月22日付プレスリリース資料より抜粋）

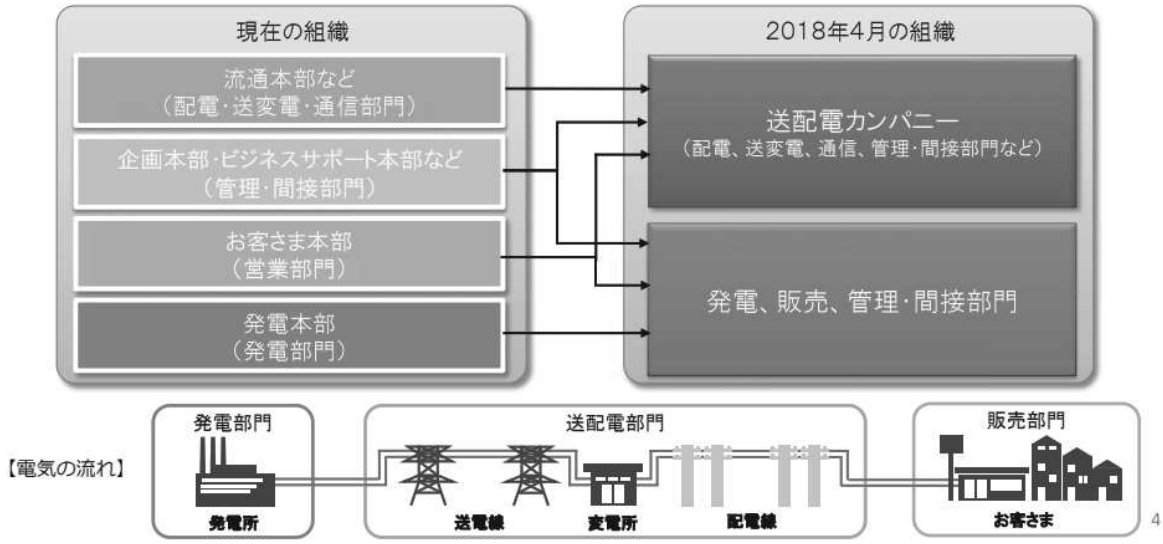
■組織見直しの概要

ほくでん

■２０２０年４月の法的分離に向けて、総合力の発揮と効率性を重視し、発電・販売事業を配置する「事業持株会社」および「送配電会社」の２社体制をベースに検討を進めています。

■今回の組織見直しでは、「送配電会社」への移行を見据えた「送配電カンパニー」と、将来の「事業持株会社」を想定した「発電、販売、管理・間接部門」に再編します。

■業務運営を通じて、円滑な組織体制の移行に向けた評価・検証を行うとともに、送配電事業の透明性・中立性の一層の向上を図ります。今後も、経営環境の変化をとらえ、会社経営基盤の強化を図るため、さらなる効率化や集中化などについて検討を深めてまいります。



（参考）改正ガス事業法（２０２２年４月１日施行）

（禁止行為等）

第五十四条　一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

２　（略）

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、**通常の取引の条件と異なる条件で**あつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と**取引を行つてはならない**。（略）

２　特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に**委託してはならない**。（略）

３　特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を**委託してはならない**。（略）

４　特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を**受託してはならない**。（略）

５　（略）

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該**特別一般ガス導管事業者に対し、**第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように**要求し、又は依頼すること。**

二　（略）

２　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

1．本日ご議論頂きたい論点①

2．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

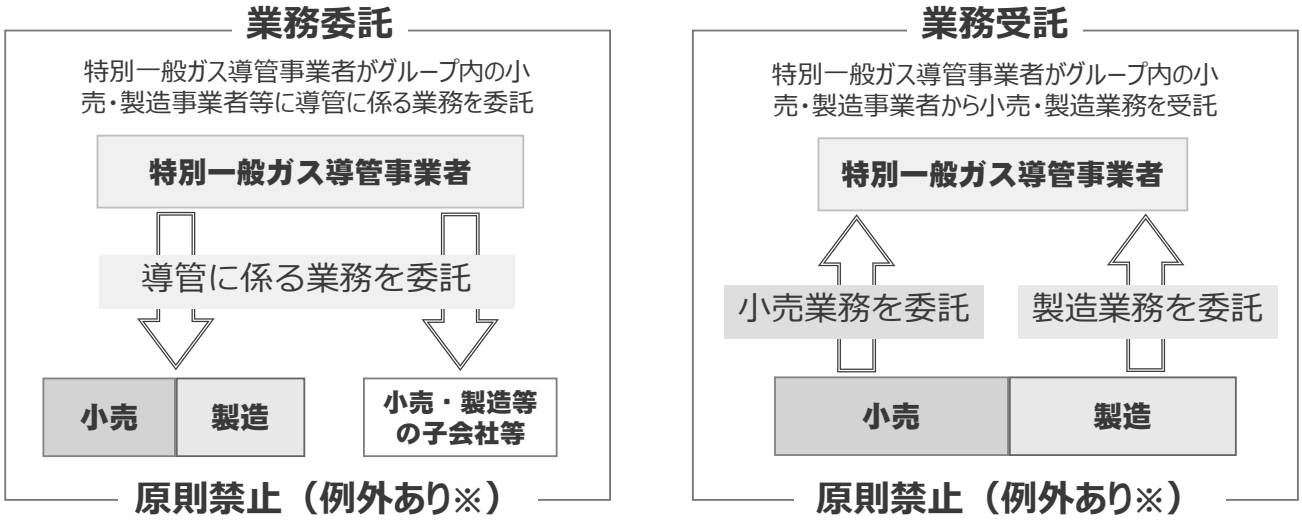
（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点

- 改正ガス事業法は、改正電気事業法と同様、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）とグループ内の小売・製造事業者等との間での、導管に係る業務の委託及び小売・製造業務の受託を原則として禁止している。
- その例外について省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。
- なお、平成２６年９月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があったことへの留意が必要。



※ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

業務委託の主なニーズ（特別一般ガス導管 → グループ内の小売・製造等）

- 特別一般ガス導管事業者が、法的分離以降にグループ内の小売・製造事業者等へ委託することが考えられる導管に係る主な業務は以下のとおり。

（主にガス製造事業者に委託すると考えられるもの）

- 製造所構内にある又は製造所に隣接する導管設備の運用・保守等

（その他）

- 内管漏えい検査業務（ガス安全小委員会での議論を踏まえて透明化された委託要件を充足する者への委託に限る）
- 災害等非常時の供給支障対応業務（電話対応・資機材の緊急調達）
- 資機材の調達業務（導管事業者が決定した仕様に基づき資機材を調達）
- 導管設備の建設・取替・保守・修繕業務等
- 出向検針業務
- 電話受付業務

※平成２６年９月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務委託の禁止の例外についての考え方（案）

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務委託を禁止する趣旨は、下図①～③のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①～③のいずれのおそれもない業務の委託（**A～Cのいずれにも該当しない業務委託**）は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
 - **災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託**
 - **特別一般ガス導管事業者の子会社※への業務委託**

 ※特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る

①委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、その導管の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自らの小売・製造事業に活用するおそれ	A	導管のみが知り得る情報（小売・製造が利用できるもの）を取扱う業務の委託
②委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、その導管の業務をグループ内の小売・製造事業者が有利になるよう（競合他社が不利になるよう）実施するおそれ	B	業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託
③グループ内の小売・製造事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ	C	合理的な理由がないにもかかわらず公募をせずに実施する業務の委託

※　グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保（前回議論）

業務受託の主なニーズ（特別一般ガス導管 ←グループ内の小売・製造）

- 法的分離以降に、特別一般ガス導管事業者のグループ内の小売・製造事業者が、当該特別一般ガス導管事業者へ委託することが考えられる主な業務は以下のとおり。

導管施設の構内にある又は導管設備に隣接する小売・製造設備の運用・保守等

夜間・休日の消費機器調査・修理業務

※平成２６年９月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務受託の禁止の例外についての考え方（案）

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務受託を制限する趣旨は、下図①・②のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①・②のいずれのおそれもない業務の受託（**A・Bのいずれにも該当しない業務受託**）については、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
 - **災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務受託**

①委託を受けた特別一般ガス導管事業者が、導管に係る経営資源を不当に投入する、関連する導管業務を一部歪めることなどを通じて、受託した業務の成果を高め、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ	A	特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報やその人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして、受託した業務の成果を高めることができる業務の受託
②選択的に受託することにより、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ	B	合理的な理由なくグループ内の小売・製造事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託

※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保（前回議論）

最終保障供給業務を公募せずに委託できる場合（案）

- 改正ガス事業法では、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売事業者又は製造事業者に委託することを、原則禁止している。
- その例外について省令で規定することとされているところ、託送供給その他の導管に係る業務の委託についてと同様、以下の場合については、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
 - **災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託**

一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律

参考（第8回制度設計WG資料抜粋）
平成26年9月

＜論点＞

小売全面自由化実施時（第二弾改正法施行時）においては、送配電事業の中立性・公平性を確保する一方、（1）顧客利便性の確保、（2）安定供給の確保及び（3）効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの方向性が、第3回制度設計ワーキンググループで示されたところ。

上記（1）～（3）の必要性は、法的分離後においても同様ではないか。

そうだとすれば、適切な範囲において、

① 一般送配電事業者がグループ会社の発電・小売事業の委託を受けること

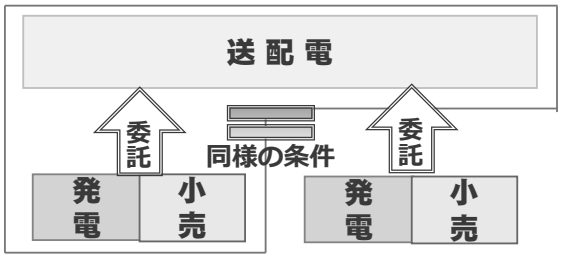
② 一般送配電事業者がグループ会社である発電・小売事業者に一般送配電事業を委託すること

を認めるべきではないか。

すなわち、発電・小売・一般送配電事業の大部分を委託する法的分離の実質的な潜脱となるような業務委託が認められないことは、法的分離から導かれる当然の結論であることに加えて、グループ会社以外の発電・小売事業者との公平性にも配慮し業務委託の適切性を担保する観点から、以下の一定の規律を設けるべきではないか。

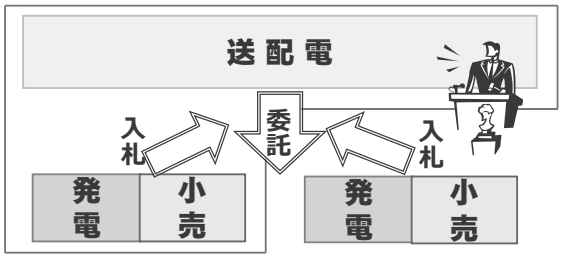
①について

受託が差別的でないことを要件とする（原則として、他事業者から受託した業務と同種の業務に関する申込みがあれば、同様の条件で受託しなければならない等）。



②について

委託が差別的でないことを要件とする（原則として委託基準を公表し、入札により委託先を決定する等）。





17

（参考）改正ガス事業法（２０２２年４月１日施行）

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五　（略）

2　特別一般ガス導管事業者は、**その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等**（特定関係事業者に該当するものを除く。）**に委託してはならない。**ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3　特別一般ガス導管事業者は、**その最終保障供給の業務を委託する場合においては、**経済産業省令で定めるところにより、**当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。**ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　特別一般ガス導管事業者は、**その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。**ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条　（略）

2　（略）

3　一般送配電事業者は、**その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等**（特定関係事業者に該当するものを除く。）**に委託してはならない。**ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　一般送配電事業者は、**その最終保障供給**又は離島供給**の業務を委託する場合においては、**経済産業省令で定めるところにより、**これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。**ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　一般送配電事業者は、**その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。**ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

6　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（業務委託の禁止の例外）

第三十三条の九　法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

二　業務を受託する者（以下「受託者」という。）が、委託をしようとする一般送配電事業者の子会社（当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該一般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

三　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

ロ　小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ　受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

（受託者の公募）

第三十三条の十　法第二十三条第四項本文の規定による受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行わなければならない。

（受託者の公募の例外）

第三十三条の十一　法第二十三条第四項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合とする。

（業務受託の禁止の例外）

第三十三条の十二　法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

二　業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

2019年度
第4回業務委員会
資料№1-3

電力・ガス取引監視等委員会　第４３回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年１１月１５日（金）１５：００～１５：２０（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第１～第３共用会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、辰巳委員、武田委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
笹山 晋一	東京ガス株式会社　常務執行役員
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

５．意見等

事務局から

「兼職に関する規律等」について

- 2022年度から導管規模が一定以上であること、その他政令で定める要件に該当するガス導管事業者（大手都市ガス3社）と、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での、人事・業務委託等に関する行為規制を導入することが規定されている。
- 「例外として兼職が許容される取締役等の範囲」「兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲」「人事交流規範の策定」についての考えを説明した。なお、改正電気事業法の考えと同様とする。
- 行為規制違反となる兼職を未然に防止するため、特別一般ガス導管事業者は、ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者と兼職する者がいる場合には、その兼職の内容、中立性阻害行為が発生しないと考える根拠等について、監視等委員会への説明と、対外的にも公表することが適当と考える。（電気同様）。
- 2022年の法的分離における、特別ガス一般事業者とグループ内の小売・製造事業者との間の出向・転籍等の人事交流は労働者の基本的な権利に対する制約もあることから、今回の法改正には盛り込まない。よって、託送関連業務を行う部門との人事交流に係る行動規範を作成し、経営者等及び従業者に遵守させることが望ましい。

委員等から

- 特別ガス一般事業者の従業員の育成について、この規範の趣旨を踏まえてネットワーク会社の人材でほとんどの業務が賄えるよう、従業者を育て上げる体制つくりも求められると考える。
- グループ内という言葉の範囲の意味が不確かのように感じるので、明確な説明をお願いしたい。ガス事業者で東京電力の電気を販売しており、東京電力とは関係のない事業者はどうか。

事務局からの回答

- グループ内の小売製造事業者等は、この「等」には小売・製造事業者の子会社も含まれている。東京ガスの小売部門と他の会社の小売部門とが人事交流することまではここでは論じてなく、あくまで、導管部門とグループ内の小売・製造部門との関係を規制することだ。

委員から

- 兼職の例外を認めることなので、ルールを作られると思うが、事業者にとっても遵守されていて問題ない形で運用されていることを、社内で確認できる体制を構築していただきたい。元のルールと自社内でのチェック体制及び、監視等委員会のチェックで運用していく必要があると考える。

座長

- 大方の意見が出ましたので、取り纏めの際に参考とさせて頂くことにする。

以上

経済産業省

2019年度
第4回業務委員会
資料№1-4

ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

第４３回制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年１１月１５日

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

ガス導管事業者の行為規制について

- 改正ガス事業法において、2022年度から導管規模が一定以上であることその他政令で定める要件※1に該当するガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、法的分離されたガス導管事業者※2とその特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での、人事・業務委託等に関する行為規制を導入することが規定されている。
- 今後、行為規制の詳細を規定する経済産業省令を制定する必要があるところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細についての意見が求められた（2019年8月27日付）。

※１　導管規模等、法的分離の対象となる者の基準を定める政令については、今後策定される。
※２　法的分離の対象となる一般ガス導管事業者を、「特別一般ガス導管事業者」という。

１．本日ご議論頂きたい論点①
２．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

兼職規制について省令で定めるべき事項

- 改正ガス事業法においては、改正電気事業法と同様、下表のように特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間での、取締役等及び従業者の兼職規制が規定されている。
- その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、電気事業法の省令と同様の内容とすることが適当ではないか。（次頁以降に詳細な内容を記載）

改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">特定関係事業者（グループ内の小売・製造等）</th></tr>
<tr><th>取締役等※2</th><th>重要な役割を担う従業者③</th><th>その他の従業者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特別一般ガス導管事業者</td><td>取締役等※1</td><td rowspan="3">原則禁止
（例外あり①）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特別一般ガス導管等業務に従事する従業者②</td><td>原則禁止
（例外あり④）</td><td>禁止されない</td></tr>
<tr><td>その他の従業者</td><td>禁止されない</td><td>禁止されない</td></tr>
</table>

①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

※１特別一般ガス導管事業者側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）
※２グループ内の小売・製造等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

行為規制における兼職規制の趣旨

- 改正ガス事業法第５４条において、一般ガス導管事業者の中立性を確保するための措置として、（１）情報の目的外利用・提供の禁止、（２）差別的取扱いの禁止、（３）その他適正な競争関係を阻害する行為※の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これらの行為規制に加えて兼職規制を導入する趣旨は、「ガスを供給する事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する」ような行為（＝中立性阻害行為）の発生をより適確に防止するため、そうした行為を誘発する兼職形態を禁止することにある。
- そのため、兼職規制の範囲を具体化するにあたっては、こうした法律の趣旨を踏まえ、当該兼職が一般的に、中立性阻害行為を誘発するか否かに着目することが適当と考えるがどうか。

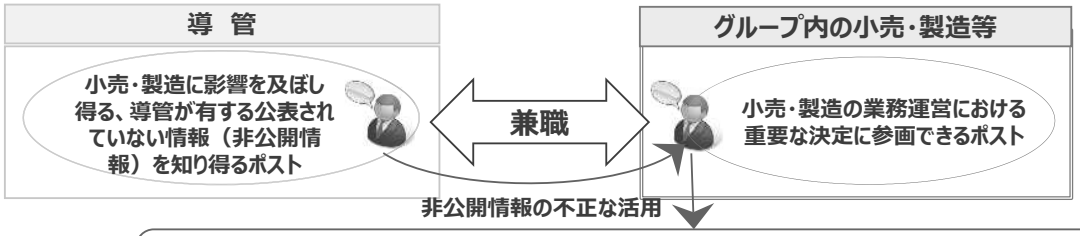
※その他適正な競争関係を阻害する行為として、現時点で考えられるものとして、グループ内の小売・製造と同一視されるような社名・商標の使用行為、グループ内の小売・製造を有利にするような広告・宣伝等がある（前々回議論）。

（参考）改正ガス事業法（2022年4月1日施行）
（一般ガス導管事業者の禁止行為等）
第五十四条　一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一　託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(以下「ガス供給事業者」と いう。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いを し、若しくは不利益を与えること。
三　前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
2　経済産業大臣は、前の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職①

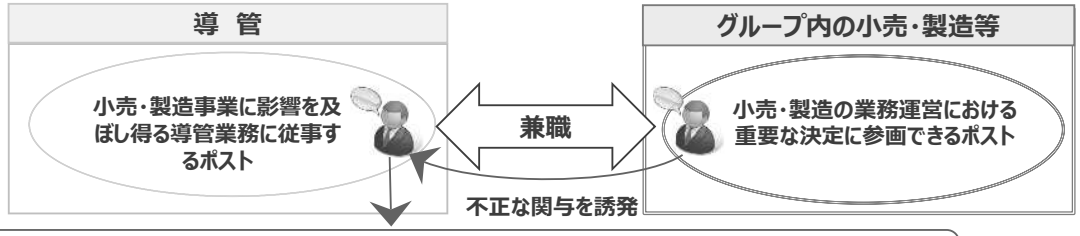
- 中立性阻害行為を誘発する兼職は以下の２類型と考えられるため、このような兼職を禁止するという整理が適切と考えるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）

類型Ⅰ（グループ内の小売・製造事業等で生じるもの）



中立性阻害行為
特別一般ガス導管事業者において知った非公開情報を踏まえて、他社よりも有利になるよう（他社が不利になるよう）グループ内の小売・製造事業の業務運営に関する意思決定を行う。

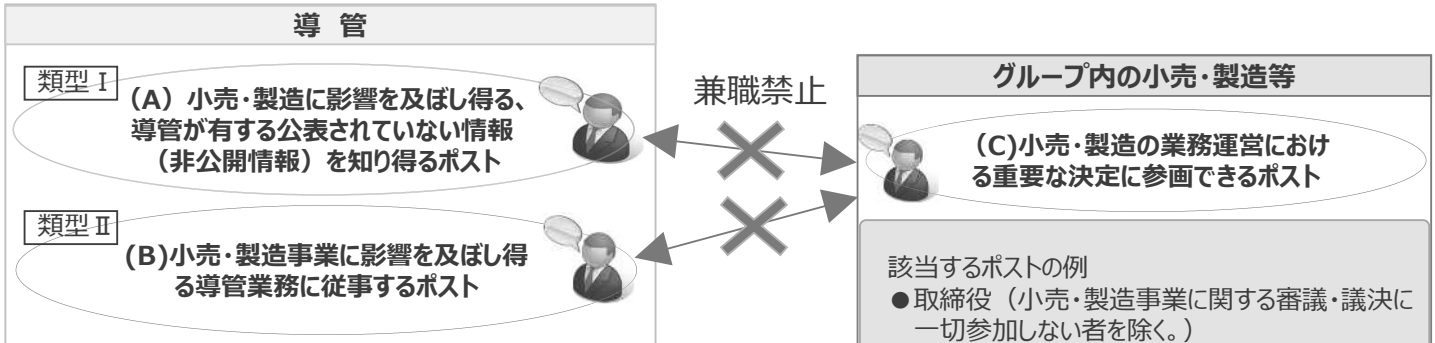
類型Ⅱ（導管事業で生じるもの）



中立性阻害行為
グループ内の小売・製造事業が他社よりも有利になるよう（他社が不利になるよう）、導管業務を実施する。

中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職②

- 以下のＡとCを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてCにおいて小売・製造の意思決定に参加し発言等することを誘発。（前頁：類型Ⅰ）
- 以下のBとＣを兼職した場合、小売・製造の重要な意思決定に関与するCが、Bにおいてグループ内の小売・製造が有利になるように導管業務を行うことを誘発。（前頁：類型Ⅱ）



(A)非公開情報の例
●導管が託送供給業務を通じて得る他の小売・製造及びガスの使用者に関する情報
●導管設備のメンテナンスのスケジュール、今後の託送供給約款の改定方針など導管業務に関する情報

(B)該当する業務（導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの）の例
●導管運用に関する業務（注入指令等）
●導管設備の維持・整備等に関する業務（停止計画等）
●小売・製造事業者からの申請・問い合わせ対応

該当するポストの例
●取締役（小売・製造事業に関する審議・議決に一切参加しない者を除く。）
●小売・製造事業の業務運営を担当する執行役員その他小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に参画する管理的ポスト

（注：小売・製造事業を含む経営方針、経営計画、資金調達、経営資源配分の審議・議決については、小売事業又は製造事業に関する審議・議決に含まれると考えられる。）

省令に定める兼職規制に係る内容について

- 類型Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない兼職については、中立性阻害行為を誘発するとはいえないため、取締役等の兼職禁止の例外は、下記①又は②の場合と考えられるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）
 - ① 導管会社において、非公開情報を知り得ず、かつ、導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るものに関与できないことが**確保されている場合**
 - ② 小売・製造会社において、小売・製造事業の重要な意思決定に関与できないことが**確保されている場合**
- また、兼職禁止の対象となる従業者の範囲については、中立性阻害行為を誘発すると考えられる、類型Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当するものと考えるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）
- なお、「確保されている場合」とは、例えば、下表のような仕組みが講じられている場合を想定。（監視委において、講じられた仕組みが適切に機能しているかチェックを行う。）

特別一般ガス導管事業者のポスト（①）の場合
・社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する ・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）　等

小売・製造等のポスト（②）の場合
・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む） ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）　等

事業者の説明責任について

- 行為規制違反となる兼職を未然に防止するため、特別一般ガス導管事業者は、ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、その兼職の内容、中立性阻害行為が発生しないと考える根拠等について、監視等委員会に対し説明するとともに、対外的にも公表することが適当ではないか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）
- 監視等委員会への説明事項としては、例えば以下の事項が考えられる。
 - 兼職者の業務内容・ポスト・必要性
 - 中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
 - 中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年１回程度）

（参考）一般送配電事業者とグループ内の発電･小売事業者等との兼職に関する規律

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

５．兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

改正電気事業法においては、以下の図のように一般送配電事業者とグループ内の発電・小売電気事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の発電･小売電気事業者等※1）		
		取締役等※3	重要な役割を担う従業者③	その他の従業者
一般送配電事業者	取締役等※2	原則禁止（例外あり①）		
	特定送配電等業務に従事する従業者②		原則禁止（例外あり④）	禁止されない
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

※1 グループ内の発電･小売電気事業者等とは、グループ内の発電･小売電気事業者及びその経営を実質的に支配している者
※2 一般送配電事業者における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）
※3 グループ内の発電･小売電気事業者等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

（参考）取締役等の兼職禁止の例外①（一般送配電事業者等に係る行為規制の内容）

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

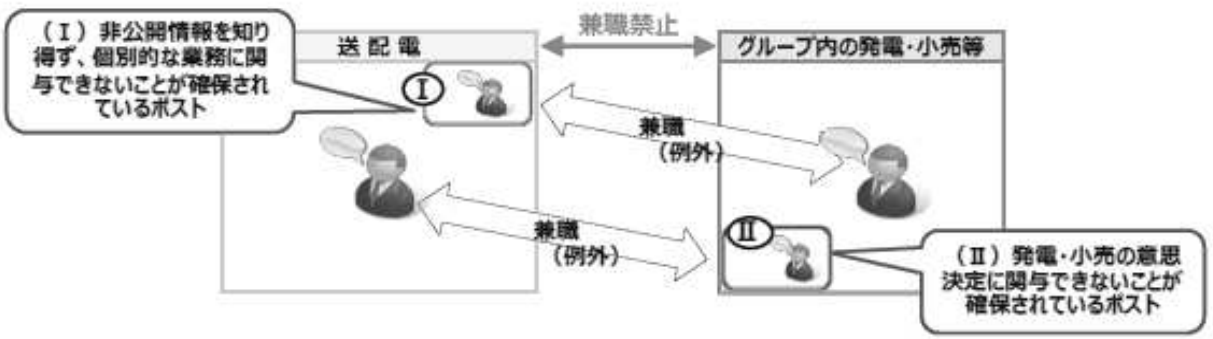
（１）取締役等の兼職禁止の例外（表①）

取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とし、以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

Ⅰ）一般送配電事業者のポストにおいて、発電・小売電気に参考になり得る非公開情報を知り得ず、一般送配電事業の個別的な業務（発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの）に関与できないことが確保されている場合

Ⅱ）発電・小売電気事業者等のポストにおいて、発電・小売電気の事業の意思決定に関与できないことが確保されている場合

【取締役等の兼職禁止の例外について】



（参考）取締役等の兼職禁止の例外②（一般送配電事業者等に係る行為規制の内容）

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

送配電のポスト（Ⅰ）の場合	発電・小売等のポスト（Ⅱ）の場合
・社内規程等で、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手することを禁止する ・社内規程等で、兼職者に送配電が持つ発電・小売の非公開情報を提供することを禁止する。 ・システム上、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報にアクセスできないようにする ・社内規程等で、兼職者が送配電の個別的な業務に関与することを禁止する ・兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手していないこと、情報提供を受けていないこと、送配電の個別的な業務に関与していないことを監視・検証する体制を整備し、運用する （例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認）　等	・社内規程等で、兼職者が発電・小売事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む） ・兼職者が発電・小売業務の意思決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用する （例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認）　等

（参考）兼職禁止の対象となる従業者の範囲①（一般送配電事業者等に係る行為規制の内容）

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

（２）兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、

一般送配電事業者の従業者と発電・小売電気事業者等との従業者の兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を規定することが適当である。

こうしたことから、法で規定される特定送配電等業務に従事する従業者（表②）及び発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）については、それぞれ以下のとおりとする。

ア）特定送配電等業務に従事する従業者（表②）

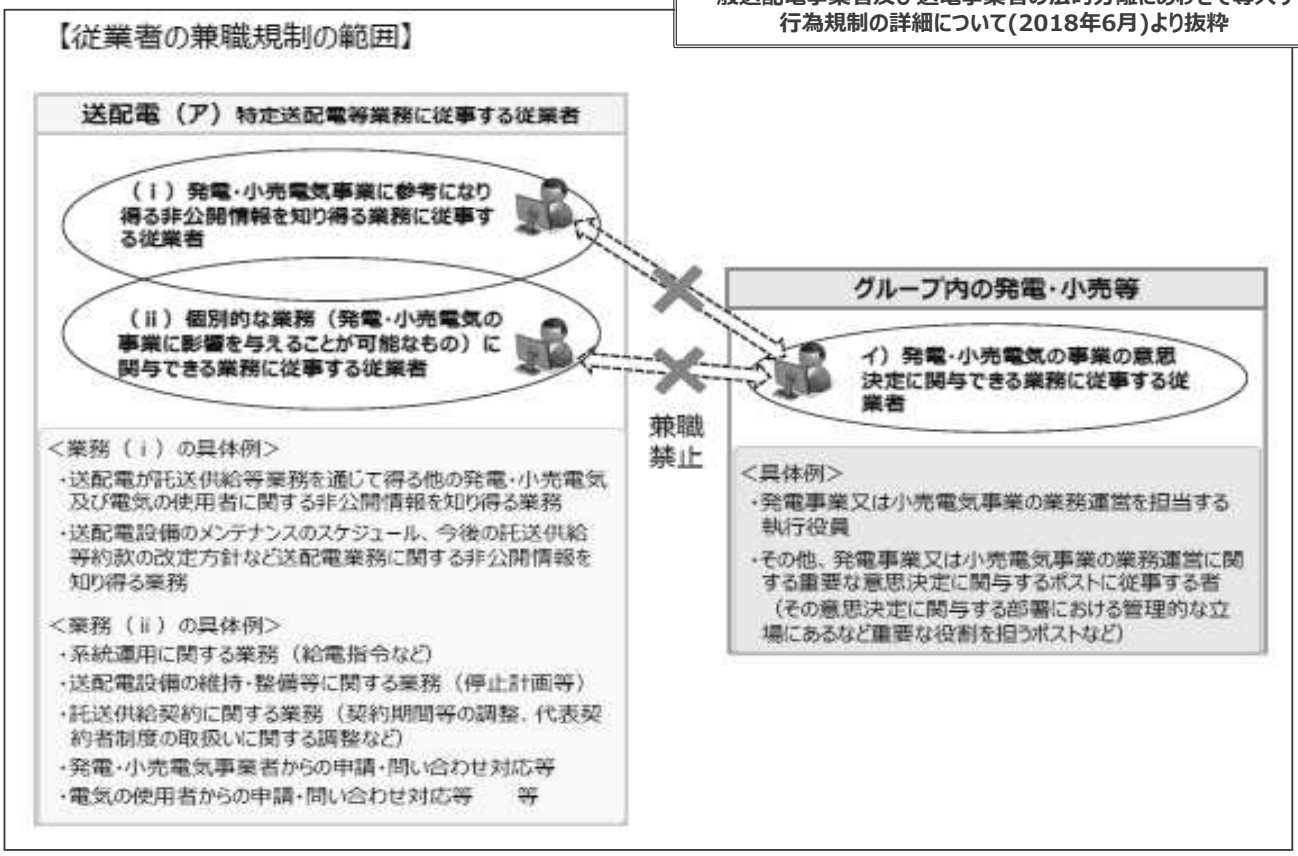
一般送配電事業者において、発電・小売電気事業に参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業者（ｉ）及び一般送配電事業の個別的な業務（発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの）に関与できる業務に従事する従業者（ⅱ）

イ）発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

発電・小売電気事業者等において、発電・小売電気の事業の意思決定に関与できる業務に従事する従業者

（参考）兼職禁止の対象となる従業者の範囲②（一般送配電事業者等に係る行為規制の内容）

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋



（参考）事業者の説明責任について（一般送配電事業者等に係る行為規制の内容）

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

（3）事業者の説明責任について

一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

＜一般送配電事業者及びグループ内の発電・小売電気事業者等が行う説明の内容の例＞

- 全ての兼職者の業務内容、ポスト等、必要性
- 中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- 中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度）　等

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第五十四条の四　特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合**は、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、**ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの**（第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合**は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　**ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

二　ガス製造事業者　**ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　**その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

3　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第五十四条の六　次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合**は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　**ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

二　ガス製造事業者　**ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

三　第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　**その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの**

2　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

第三十三条の四 法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般送配電事業者において、兼職(法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」という。)が非公開情報(当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三条の九、第三十三条の十五及び第三十三条の十六において同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送配電等業務)

第三十三条の五 法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　非公開情報を入手することができる業務

二　託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の六 法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の十三 法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

１．本日ご議論頂きたい論点①
２．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

法的分離後の人事交流に関する規律について（経緯）

- 改正ガス事業法は、2022年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間の人事交流（出向、転籍等）を規制する規定を設けていない。
- これは、人事異動を抽象的かつ広範に規制することは、労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、今回の法改正に盛り込むことは適当ではないと判断されたもの。
- 国会審議においては、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分かを含め、検討することとされた。

（参考）関連する国会質疑（平成２７年６月４日　参・経済産業委員会）

○国務大臣（宮沢洋一君）

おっしゃるように、審議会におきましては、送配電事業の中立性を確保する観点から、役職員について、兼業規制のみならず一定の人事異動の制限を行うべきとの議論がございました。具体的には、送配電事業者とグループの発電小売事業者やその親会社との間で、例えば二年間といった一定期間、人事異動を制限すべきと、こういう議論でございます。こうした人事異動の制約につきましては、その後の政府部内における検討の結果、**労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切**と判断をいたしました。このような経緯から、今回の法案には人事異動や再就職を法律上罰則付きで規制する規定は設けておりません。

この点は衆議院でも随分議論をさせていただきましたけれども、まず、競合する小売事業者の競争情報を知り得るような立場にある送配電事業者の従業員がグループ会社の小売電気事業に従事した場合、中立性に疑義が生じるおそれはなしとはしないと思います。そのために、人事異動が自由に行われることによって送配電事業者の中立性について疑念が生じるのではないかという指摘に対し、どのような対応があり得るのかについては今後検討していかなければいけないと考えております。そして、これはもう委員御承知のとおりでありますけれども、現在もある意味じゃガイドライン的なものはございます。経済産業省、公正取引委員会の共同のガイドラインにおきまして、適正な電力取引についての指針において、望ましい行為ということで、一般電気事業者に対し、人事異動については行動規範の作成、遵守を求め、これを受け、一般電気事業者各社が従業員の人事異動について一定の制限をしているという事例もございます。人事異動について罰則付きの規制を設けないという整理をしたわけでございます。そういう状態の中で、一方で、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な**中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、これから関係者の意見を聞きながら、それを踏まえながら必要な措置の内容の検討をしていきたい**と思っております。

現行の人事交流に関する規律について

- 現在、「適正なガス取引についての指針」（「適取ガイドライン」）において、託送供給関連業務を行う部門と他部門との人事交流に係る行動規範を作成し、それを経営者等及び従業者に遵守させること等が、望ましい行為として規定されている。

〇適正なガス取引についての指針（抜粋）

（２）情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

（略）

②　託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。

（略）

⑤　託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。

なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。

（略）

法的分離後の人事交流に関する規律について

- 2022年の法的分離以降における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、特別一般ガス導管事業者の中立性をより一層確保するという法の趣旨を踏まえ、特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要ではないか。
- こうしたことから、適取ガイドラインを改定し、以下の事項を望ましい行為として規定してはどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）
 - 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
 - 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

行動規範において定めることが望ましい内容

- 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離までに、法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定することが望ましいと考えるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）
- 監視等委員会においては、策定された行動規範に以下の措置（又は同等の代替措置）が含まれるかを確認し、含まれない場合には、当該特別一般ガス導管事業者又はグループ内の小売・製造事業者等に対し、その理由についてこの場で説明を求めることとしてはどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容）

①従業者の人事交流に関する措置（例）

- 情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小売・製造事業に参考になり得る非公開情報を知り得るポストに従事している者が、グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活用できるポスト（小売の営業部門等）に直接異動する人事交流は行わないこと。

②取締役等の人事交流に関する措置（例）

- 情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等に異動（一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む）する人事交流は行わないこと。

※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役については、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

③透明性の確保のための措置（例）

- 特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）に異動する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。

※監視等委員会は、各社の状況をフォローし、中立性確保に疑念が持たれる事例があった場合には、説明を求める等の対応を行う。

（参考）関連する国会質疑（平成２７年6月4日 参・経済産業委員会）

○小林正夫君
人事規制についてお聞きをいたします。これは大臣にお聞きしますけれども、本会議で、大臣からは兼職制限の規定についていろいろ答弁がございました。異動、再就職について今日は質問をしたいと思います。今般の法律、経産省の提出に向けて、制度設計ワーキンググループで、送配電会社から発電会社や小売会社、持ち株会社への異動や再就職を一定期間禁止するという案が提示をされたと聞いております。本法律案にはこの規定に該当する条文が見当たらない。要は、異動だとか再就職についての禁止という、そういうような、法案は入っていません。ということで、これは審議会で検討されていた異動だとか再就職の禁止は行わない、このように私受け止めていますけど、それでいいですか。

○国務大臣（宮沢洋一君）
おっしゃるように、審議会におきましては、送配電事業の中立性を確保する観点から、役職員について、兼業規制のみならず一定の人事異動の制限を行うべきとの議論がございました。具体的には、送配電事業者とグループの発電小売事業者やその親会社との間で、例えば二年間といった一定期間、人事異動を制限すべきと、こういう議論でございます。こうした人事異動の制約につきましては、その後の政府部内における検討の結果、**労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切と判断をいたしました**。このような経緯から、**今回の法案には人事異動や再就職を法律上罰則付きで規制する規定は設けておりません。**

○小林正夫君
内閣法制局のそういう指摘も受けて、先ほど大臣が言ったような判断をして今回の法律には盛り込んでいないと、このようなことが確認できました。今後ですけれども、法律にはないけれども、何らかこの辺の規制については、私は行わないということでいってくれると思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣（宮沢洋一君）
この点は衆議院でも随分議論をさせていただきましたけれども、まず、競合する小売事業者の競争情報を知り得るような立場にある送配電事業者の従業員がグループ会社の小売電気事業に従事した場合、中立性に疑義が生じるおそれはなしとはしないと思います。そのために、人事異動が自由に行われることによって送配電事業者の中立性について疑念が生じるのではないかという指摘に対し、どのような対応があり得るのかについては今後検討していかなければいけないと考えております。そして、これはもう委員御承知のとおりでありますけれども、現在もある意味じゃガイドライン的なものはございます。**経済産業省、公正取引委員会の共同のガイドラインにおきまして、適正な電力取引についての指針において、望ましい行為ということで、一般電気事業者に対し、人事異動については行動規範の作成、遵守を求め、これを受け、一般電気事業者各社が従業員の人事異動について一定の制限をしているという事例もございます**。人事異動について罰則付きの規制を設けないという整理をしたわけでございます。そういう状態の中で、**一方で、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、これから関係者の意見を聞きながら、それを踏まえながら必要な措置の内容の検討をしていきたいと思っております。**

○小林正夫君
従業者の職業選択の自由など、これらに触れてくる私は可能性もあると思っています。そこで、法制局にまたお伺いいたしますけれども、今の大臣の答弁のように、何らかの規制について考えていきたいというような旨の答弁が今あったわけなんですけれども、仮に規制監督庁によるガイドラインだとか通達だとか、こういうふうに出された場合に、通常、被規制者である事業者に実質的な拘束を有するものになる、私はこのように思いますけれども、ガイドラインや通達による規制であれば許されるというものでは私はないと考えますけれども、法制局はどのように考えますか。

○政府参考人（高橋康文君（内閣法制局部長））
御指摘のガイドラインが具体的にどのようなものになるのかについては承知しておりませんので、確たることは申し上げられませんが、法律案におきまして必要性を踏まえた上で合理的な範囲での規制となっておるというふうに承知しておりますので、法令以外の手法をもちましてこれを超えた規制を行うことは適当ではないというふうに考えております。

○小林正夫君
先ほど大臣、今でもそういうガイドラインがあると、このようにおっしゃいました。確かに、この四月一日にも新しく書換えされてそのガイドラインが出ていることは私も承知しています。しかし、それは発送配電一貫体制という現行の状況の中で出てきているガイドラインなんです。今回の法律は、送配電を分離するという、より中立性ということを確保するということになってきますので、そういう意味で、今あるから、それをそのまま送配電が分離されてもそのことの考え方を踏襲していくということは、私は、環境が違ってきましたから、今あるけれども、それはあくまでも発送配電一貫体制の下で作られたガイドラインなんですよ。それを今度中立性を高めるために送配電を別会社にしますから、だから、今あるんだからこの考え方はこれからも踏襲するということにはなり得ないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（宮沢洋一君）
そういう点も含めまして、これから関係者の御意見を聞きながら、どういう対応が、まさに憲法上の職業の選択の自由といった点は大変大事でございます。ただ一方で、まさに中立性を客観的に確保できると関係者が思えるような運営ということも大事でありますので、それこそ労働組合の方も含めていろんな意見を聞きながら、納得できるようなものを作っていきたいと、こういうふうに考えております。

○小林正夫君
私は規制をすべきじゃない、こういうことの考えですので、そういうような方向で結論を出してもらいたいと、このことはお願いしておきますけれども、今までのやり取りを聞いていると、大臣の方では何らかのそういうことも検討していきたいんだという、こういうことの繰り返しの答弁がありました。私はそういうふうになってほしくないと思うけど、仮に、仮にそういうことで規制するのであるならば、保安の人たちが今頑張って働いている、そういう人たちに対する職業選択の自由だとか、そういうことの影響がないように、やっぱり規制の対象だとか範囲だとか、あるいは期間というのは本当に最小限にしていくという努力は必要だろうし、またそういうものにしていかなきゃいけないと思いますけれども、仮に、仮に、仮にですよ、こういう規制を作るのであればそういうものにしていくべきだと私は思いますけど、いかがですか。

○国務大臣（宮沢洋一君）
抽象的で広範なものはやはり問題があるということは事実でありますので、具体的で狭い範囲ということになるんだろうと思いますが、先ほど答弁で申し上げましたけれども、事後的な監視で十分か否かを含めということは、恐らくかなり委員の問題意識に近いことも答弁させていただいたのかなというふうに思っております。

（参考）関連する国会質疑（平成２７年5月１３日 衆･経済産業委員会）

○近藤（洋）委員

いわゆる兼職規制の問題でございます。今回の発送電の分離によって、従業員の人事管理に行為規制を課すこととしているわけであります。改めて、これはどのような規制を課すことになるのか、お答えいただけますでしょうか。事務方で結構です。

○多田政府参考人

お答え申し上げます。先生は資料で条文をお配りいただいておりますが、第二十二条の三という規定が配られておりますが、「一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等」とあります。この第一項は、取締役または執行役についての兼職の規制でございます。第二項が、今御質問のございました従業員でございます。こちらをごらんいただきますと、一般送配電事業者は、かくかくしかじかの従業者を中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものに従事させてはならない、こういう規定でございます。かくかくしかじかというのは、次の各号にありますけれども、小売電気事業者であれば、小売電気事業者の中で業務の運営において重要な役割を担う従業者として省令で定めるものといったような形が書いてあります。この第二項の規定におきまして、一般送配電事業者とその親会社あるいはグループ会社等に含まれます小売電気、発電事業者における従業員の兼職が規制されている、こういうことでございます。

○近藤（洋）委員

今御答弁があったとおり、そういう兼職規制が罰則つきでかけられている、こういうことですね。そこで、改めて確認でありますけれども、従業員の異動、再就職については、法文を見ても、明確に規制はかけられないということでよろしいわけですね。そこをちょっと確認をとりたいんですが。

○宮沢国務大臣

今回規定しております規制は、今部長から御説明いたしましたように、従業員の兼職に関する規制でありまして、法律上罰則つきで従業員の異動、再就職を禁止するものではございません。

○近藤（洋）委員　ありがとうございます。今、大臣、罰則つきで規制するものではございません、こういう御答弁がございました。これについてまたちょっと後ほどお伺いしたい、こう思うんですが。

まず、きょうは法制局に来てもらっているのですが、この法文について、法案の作成段階で、異動、再就職について何らかの規制をかけようと経済産業省がしたところ、職業選択の自由の観点からこれはいかがなものかということで政府内において議論があり、ここはできなかったというお話を伺っております。法制上、私もそれはある意味で当然だと思いました。職業選択の自由という明確な権利が、国民の権利があるわけでありまして、そういう人権の侵害をしてはいかぬと思うわけでありますが、これは事実かどうかというのを法制局に確認をしたいということと、また、もう一つ大事なことなんですが、法文で定められていないものを、例えば、人権の侵害をガイドラインで行う、法文でないもので行うということは認められるのかどうか、これも、法制局、お答えいただけますでしょうか。

29

○高橋政府参考人

お答えさせていただきます。当局における審査の段階で、原省庁から提示された法文案におきまして、電力会社等の役職員の人事異動などにつきまして広範に制限する規定はございました。しかしながら、今御指摘ございましたように、職業選択の自由につきましては、憲法第二十二条第一項において保障されておりますところ、この憲法上の要請を踏まえ、広範な制限規定を設けることが適切であるかどうかの趣旨から再考を求めたところ、現在の法律案のように、必要性を踏まえた合理的な範囲で最小限の制限を課す規定となったものというふうに承知しております。また、二つ目のガイドラインでございますが、私ども、具体的にそのガイドラインがどのようなものか承知しておりませんので、お答えは正確には申し上げることはできませんが、この法律案におきましては、必要性を踏まえた上で合理的な範囲で最小限の規制となっているというふうに考えておりますので、法令以外の手法をもちましてこれを超えた規制を行うということは適当ではないというふうに考えております。

○近藤（洋）委員

部長、ありがとうございます。内閣法制局というのはやはりいい仕事をするんだな、こう思いますね。憲法に照らして、やはりおかしいと思われるものについてはきちんと法制局の観点からチェックをしてこういう法案ができた、こういうことがわかりました。

（参考）適正なガス取引についての指針①

適正なガス取引についての指針（抜粋）
Ⅳ　託送供給分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
（２）情報の目的外利用の禁止
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
　ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。
①　託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。
②　託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
③　上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
④　託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。

（参考）適正なガス取引についての指針②

適正なガス取引についての指針（抜粋）
Ⅳ　託送供給分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
（２）情報の目的外利用の禁止
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
（①～④は前頁に記載）
⑤　託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。
**　なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。**
⑥　託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。
⑦　託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。
⑧　なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。